

コミュニティーセンター 1 F 壁面利用申込書

年 月 日

氏 名	
住 所	
TEL	
目 的 (企画)	
期 間	

利用規約

- ・コミュニティーセンター 1 F 壁面を展示場所として地域の方に開放する。
(10:00~17:00)
- ・申込書に利用企画書を添付して、商店街事務所に申し込んでください。
- ・利用期間は1ヶ月以内とする。
- ・設営・撤去・展示物の管理は利用者が行う。
- ・利用部分を破損した場合は利用者が責任を持って修繕するものとする。
- ・利用者は展示期間中に入場料等の料金を徴収してはならない。
- ・商店街が利用する期間は、商店街が優先する。
- ・ブレーメン通り商店街と後援・共催関係の無い団体は、神奈川県あるいは川崎市の後援を要する。
- ・宗教・政治・公序良俗に反する展示物等は利用できません。
- ・利用許可は役員理事会で決定いたします。

モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合